

号外 第32号 平成 30 年 7 月 13 日(金) 火·金発行)

(毎週

#### 目 次

登	載	依	頼
. 4	里人	111	不見

$\bigcirc$ ]	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	≦区補	欠選	挙に	おけ	るぇ	選挙其	期日4	等の	決定	• •	(選挙管	理委	員会)	1
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	≦区補	欠選	挙に	おけ	る技	ひ票 月	<b>甲紙</b> (	の様	式…		(	IJ	)	1
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	≦区補	欠選	挙に	おけ	る存	在認 🗄	団体の	の政	治活					
į	動用ポス	ターの	)検印	の様	式…											(	"	)	2
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	≦区補	欠選	挙に	おけ	るぇ	選挙	長及	び選	挙長					
J	職務代理	者…														(	"	)	2
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選賞	≤区補	欠選	挙に	おけ	るぇ	選挙会	会の	場所	及び	:				
	日時・・・・															(	"	)	3
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	纟区補	欠選	挙に	おけ	るス	ポスク	ター	揭示	場に					
	ポスター	を掲示	₹する	こと	ができ	る日										(	]]	)	3
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	纟区補	欠選	挙に	おけ	るほ	其費 き	弁償	及び	報酬					
	の最高額	į														(	]]	)	3
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選当	纟区補	欠選	挙に	おけ	るぇ	選挙!	公報	の掲	載順	į				
,	序を決定	ごする場	景合の	くじ	を行う	湯所	及び	日時							• •	(	"	)	3
	熊本県議																		
	出するこ															(	"	)	4
$\bigcirc$	熊本県議	会議員	熊本	市第	二選賞	纟区補	欠選	挙に	おけ	るi	選挙3	立会。	人の	くじ					
	を行う場	所及び	ド日時	• • • •			· · (	熊本	県議	会計	義員魚	熊本1	市第	二選	挙[	区補欠選	<b>建学選</b>	挙長)	4

# 登載依頼

# 熊本県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松永榮 治

選挙期日 平成30年7月22日 平成30年7月13日 選挙期日の告示日

選挙をすべき議員の数 2 人

# 熊本県選挙管理委員会告示第28号

熊本県公職選挙執行規程(平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号)第24条の 規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙に 用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松永榮 治

熊 亚 本市 成 候言 = 候; 候補者氏名 補源 補具 者 者。 年 選 執 1  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ な 氏しめ 举 名い 区  $V \vee$ 熊 注意 補 者が は、 本 欠選 県  $\mathcal{O}$ 欄たた 氏しぬ 議 意い 名言 举 会 は 投 K 議 票 員 人も 書か 力主 員 挙 熊 会之 な 管 本 VI 理 県 . こと。 目] 委 選

備

- 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。 1
- 紙の色は、クリーム色とする。 文字は、黒色とする。 2
- 3
- 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。 4

# 熊本県選挙管理委員会告示第29号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において使用す る熊本県公職選挙執行規程(平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号)第113条 に規定する印の様式は、次のとおりである。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治



# 熊本県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に 事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

3

平成30年7月13日

## 熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

区分	氏	名	住所
選挙長	大西	紘明	熊本市北区植木町大和25-4
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代行する者	山内	誠次	熊本市南区幸田2丁目15-4

# 熊本県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

場 所 西部公民館会議室A(熊本市西区役所内)

(熊本市西区小島二丁目7番1号)

日 時 平成30年7月23日 午後2時

# 熊本県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第7項の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

揭示開始日 平成30年7月13日

## 熊本県選挙管理委員会告示第33号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する者の設立に要が正導発力の最高額がに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- - ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ハ 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
  - ニ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき12,000円
  - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - へ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 イ 基本日額 10,000円
  - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
  - 口 宿泊料 (食事料を除く。) 1 夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
  - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1人1日 につき15,000円

# 熊本県選挙管理委員会告示第34号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙において、熊本

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成26年熊本県条例第67号) 第2条の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を決定するくじを行 う場所及び日時を、次のとおり定める。 平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

場 熊本県選挙管理委員会室 (熊本県庁内) 1

(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)

2 時 平成30年7月13日 午後6時 H

# 熊本県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、平成30年7月2 2日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出の金 額は、次の額を超えることができない。

平成30年7月13日

熊本県選挙管理委員会

委員長 樂 松 永 治

6, 940, 400円

# 熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙立 会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成30年7月13日

熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙

選挙長 紘 眀

1 場 所 熊本市選挙管理委員室(住友生命熊本ビル内)

(熊本市中央区花畑町9-24)

平成30年7月19日 午後5時10分 時 H